

平成30年度大学入学者選抜方法の改善に関する協議
「大学入試英語4技能評価ワーキンググループ」(第2回)

平成31年1月30日

【山口座長】 それでは、定刻でございますので、ただいまより大学入試英語4技能評価ワーキンググループの第2回の会議を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、委員及び事務局に異動があったとのことですので、事務局から紹介をお願いします。

【竹花大学入試室長補佐】 それでは、委員及び事務局に人事異動がございましたので、紹介させていただきます。まず1月23日付けで義本高等教育局長が大学入試センター理事に異動したことに伴いまして、本ワーキンググループの委員として就任しております。

【義本委員】 義本でございます。よろしくお願いいたします。

【竹花大学入試室長補佐】 また事務局についてですが、義本高等教育局長の後任として、伯井高等教育局長が着任しております。

【伯井高等教育局長】 伯井です。よろしくお願いいたします。

【竹花大学入試室長補佐】 さらに浅田大学入試センター理事が、大臣官房文部科学戦略官として着任しております。

【浅田戦略官】 座る場所が変わりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

【竹花大学入試室長補佐】 以上でございます。

【山口座長】 それでは、本日の議題は、1つ目が参加試験団体が作成する試験対策用問題集について。2つ目が、資格・検定試験活用に当たってのトラブルとその対応について。3つ目が、「大学入試英語成績提供システム」の概要について。4つ目が、その他となっております。

まず、事務局より資料の確認をお願いします。

【竹花大学入試室長補佐】 お手元にお配りしています資料を御確認ください。まず資料1といたしまして、これは前回お示した資料と全く同じでございます。参加試験団体が作成する試験対策用問題集について。それから資料2-1から2-7までが、前回お願いしておりました各実施団体からの説明資料となっております。それから資料3については、資格・検定試験活用に当たってのトラブルとその対応について。資料4といたしまして、「大

学入試英語成績提供システム」の概要についてとなっております。

参考資料につきましては、参考資料1, 2, 3, 4, 5, 6までが前回もお配りしている資料と同様のものでございます。今回は新たに参考資料7といたしまして、第198回国会における河野外務大臣の外交演説、一昨日に演説された内容を参考にお配りしております。特に英語教育はやはり非常に重要であるといったような内容が、河野外務大臣の方から発言がされておりますので、御参考までに御承知おきいただければと思います。

資料の確認は以上でございます。

【山口座長】 それでは、議題1、参加試験団体が作成する試験対策用問題集についてに進みたいと思います。これを議題といたします。

今回は、各試験実施団体から資料を提出していただいておりますので、順番に説明いただき、その後意見交換をしたいと思います。

それでは、ケンブリッジ大学英語検定機構からお願いします。

【青山委員】 ケンブリッジの青山と申します。

それでは、早速ですが、提出させていただいた資料2ページ目をごらんください。ケンブリッジ大学英語検定機構における試験対策問題集作成の基本的な考え方として、問題集に掲載する問題と実際に出題する問題との関係性はどのようなものかという質問に対しては、全く別扱いとなっております。そして、今回の問題集を中心にした質問になっておりますけれども、著者、編集者、出版社は、実際我々が作っている試験の内容、もっと言いますとアイテムバンクにはアクセス権がございませんので、それが世の中に問題集の一部として出回ることは考えられません。そして、私どもは、そのあたりの規制を、政府関係団体の一つでありますOfqual、これは資格試験監査機関という位置付けなんですけど、こちらの要件を満たすために準拠しておりますので、この教材問題に関しましてもライブの試験の内容が含まれないよう、非常に厳しくデザインされております。

3つ目のスライドをお願いいたします。Ofqualの規制について、お話しさせていただきます。問題漏えい含め、不正に関する問題は、イングランドの公式な政府の法定規制当局Ofqualによる厳しい規制を受けております。こちらの団体は、特定の省庁には属しておりませんので、議会に直接報告する権限を持っておりますので、非常に強い存在です。影響力を持っております。

Ofqualは、試験団体に対して試験対策教材、対策講座も含めて、受験者にとってunfair advantage、不公平な優位性を生じないように、それを回避するための手続を有しているかど

うかをチェックする機関ですので、もし違反が見つかった場合は、こちらには深刻な影響を及ぼす可能性ありと書いてありますけれども、一時その機関全体、その試験だけでなく、その試験を実施している試験団体の活動が停止する。そういう処分も下った、過去そういう事例もございます。

そして、これはイングランドの中だけではなくて、世界中の全ての試験実施において、Ofqualの規制を私どもは完全に遵守しております。そのあたりのことは、前回の会議でも一つのケーススタディーとしてお伝えした内容でございます。詳しいところは、IELTSを実施しておりますブリティッシュ・カウンシルの報告書にかなり詳しい内容がありますので、追ってブリティッシュ・カウンシルの方から御説明があらうかと思いますが、例えばこちらにありますwww.gov.ukには政府の関連書類がダウンロードできるような仕組みになっておりますけれども、こちらに出版社に対して守っていただかなくてはならない点といったところがつぶさに書いてございます。

次のスライドは、Ofqualと私どもの関係なんですけれども、右側にありますのが、Ofqualから厳しい審査を経て、私どもが資格授与機関として認定されているということを示すものです。これは、Ofqualのウェブサイトで私どもが認定を受けている、認定番号RN5185であるといったところが、どなたでも検索できるようになっております。Ofqualの前身はQCA、資格カリキュラム局でございまして、事業見直しでOfqualに2010年になったんですけれども、その前身を含めると、私どもはOfqualによって16年以上にわたって認定を受けている。そういう状況でございます。

5枚目のスライドですが、このような内容について、日本語のウェブサイトでも開示しております。大学入試英語成績提供システム参加申込みに当たっての一つの項目にこれらの記載が要請されておりましたので、このような形でOfqual並びにほか2つの団体についても私どもは規制を受けておりますので、御紹介させていただいております。

次の質問、英語力が向上していないのに点数が取れるような対策となっていないかどうかといったところですね。ケンブリッジを導入していただいている学校様におかれましては、ケンブリッジが短期記憶で解ける問題ではないということはお分かりかと思えます。CEFRの枠組みに基づいて、それをチェックするCAN-DO。このレベルであれば何々できるという、その枠組みに則って作問しております。この情報を基に、出版社もライブの問題にアクセスすることなく、自分たちの教材を作成しております。

また、ちょっと余談になりますけれども、英語力が向上していないという懸念は、今、

日本においていろいろ取りざたされておりますけれども、実際世界全体としては、このA2、B1レベルは今上がっております。英語教育の早期化の関係もあるのでしょうか。レベルが上がっているのです、より出来のいい生徒たちをより正確に評価するためということもありまして、2020年以降A2とB1のレベルは一部改定を予定しております。蛇足でございますけれども御紹介させていただきました。

次、問題漏えいに関してです。関係規定はございます。先ほど御説明させていただいたOfqualは、その最も率先して実施いただいている関係規定、私どもが守らなくてはならない関係規定というふうに考えております。漏えい対策につきましては、大学入試英語成績提供システム参加申込みに当たって、このあたりの情報は提供させていただいております、資料として付けさせていただいているこちらのグリーンの冊子です。こちらの中に事細かに書かせていただいております。内容については割愛させていただきます。

次、もし漏えいが起こった場合のことを簡単に書かせていただいております。万が一、問題が事前に漏えいしたという情報があった場合、代替の試験問題冊子を使用するか、試験の結果を無効として新規のテスト問題で再度実施する。そういう手段を講じなさいという内部規定がございます。こちらで紹介させていただいておりますPrinciples of Good Practice。これが私ども試験団体にとってバイブルのようなもので、私たちの考えるクオリティーというものは、BRIP、妥当性、信頼性、インパクト、実用性、こちらに裏打ちされたもので、私どもの団体がこれをどのように守っているのかということをご公明正大にこのような形で示すことが義務付けられております。

御参考までに挙げさせていただいたものが、Ofqual以外にケンブリッジ大学英語検定機関に対して行われる監査、最後のスライドですけれども、あと試験に対して行われる監査・評価。こちらを通して、私どもの質、試験実施体制の質を担保させていただいております。

以上でございます。

【山口座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いてTOEFLの方からお願いします。

【根本委員】 それでは、一般社団法人CIEE国際教育交換協議会の根本の方から、TOEFL iBTについての御説明をさせていただきます。

まず試験問題集の確認の観点というところで、問題集に掲載する問題と実際に出題する問題との関係性というところなんです。私どもの資料は2-2というところになります。そちらに書いてあることを簡単に申し上げますと、TOEFL iBTの場合は、問題集で出ているのは全

て過去に行われた問題です。TOEFL iBTは2006年から導入されていますけれども、年間約40回超行われていますので、これは単純に言うと400回以上実施が行われています。本もそれだけありますので、過去に行われた問題をもう一度組み直すという形でももちろん使っていますが、ウェブサイトに出ている無料で利用できる問題、あるいは書籍で有料で販売されている問題、オンラインで販売されているものもありますけれども、これは全て過去問というふうなことで、同じ基準で同じような採点のレベルというふうなことで出版されています。ですので、関係性としてはまさしく問題そのものです。

英語力が向上していないのに点数が取れるような対策となっていないかということですが、同じ問題ですので、自分の力がどう向上しているかということを知るためには同じ問題を使うということがよいのだということ、TOEFLの場合は同じ問題を使用しています。

それから漏えいの不正などということです。こちら資料に書かせていただいておりますが、これはETSの内部の方で情報管理のポリシーを厳重に設定して、それを守ってもらうというふうなことになっています。ETSではTOEFLをはじめとして、様々なテストを作っています。年間500問以上の問題を作っているということですので、それらについて、全て同じように管理、アクセスといったものを設定している。職員全て情報セキュリティのトレーニングを受け、あるいはポリシーを採用しているというところで守られているという形になります。

漏えいということで、実際の実施についてです。TOEFL iBTの場合はセンターで受けていただくことになるわけですが、そこの受けていただく時点で問題が流れてきますので、ですので、事前に問題の冊子をどこかに送ったりというふうなことで行われていませんので、事前に問題が誰かに漏れてしまうということはほぼ起こらないという形で問題が実施されているという形になります。漏えいについては、ほぼ問題なくTOEFL iBTの場合は管理されているというふうなことで、御理解いただければよろしいかと思います。

以上になります。

【山口座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、IELTS。

【前田委員】 IDP, IELTS Australiaの前田です。よろしくお願ひします。

まずIELTSの問題作成に当たっては、ここに1つリンクを付けているんですが、皆さん、リンクを今できないと思いますので、順番がブリティッシュ・カウンシルさんの方が最後になっているんですが、ブリティッシュ・カウンシルさんの方の提出資料の別途資料3、こ

ちらですね。このカラーのプリントのこちらの冊子。これをクリックしますと、こちらの方の冊子がウェブサイト上に出てきて、皆さんもダウンロードできますが、今回ブリティッシュ・カウンシルの安田委員の方から印刷していただいていますので、ちょっとこちらの方を横に置きながら説明していきます。

まず問題作成に関する考え方に関しては、その冊子内の7ページ目、一部抜粋しておりますが、ここにまずまとめてあります。公式問題集などは、この上記の考え方に基づいて、独自にCambridge English Language Assessment、一応ケンブリッジと略させていただきますけれども、監修の下で出版されています。今現在実際に使われているテストとかではありません。例えばIDPの方でもオンライン上で様々なサポートツールを出しておりますが、近年出されたIELTSのプログレスチェック。これは4技能のテストを実際にオンラインでやってみて、フィードバックをもらえるというプロダクトなんですけれども、こちらもパートナープロダクトですのでIDPの方でいろいろ出したものもありますが、最終的にはケンブリッジの方で全て監修して出している。

そのケンブリッジが、先ほど青山委員の方からも話がありましたが、Ofqualの方の第三者機関によって監査を受けているという関係性でありますので、まずこちらを御理解いただけると分かりやすいかと思います。非常にケンブリッジと類似しているということですね。

関係性もありましたので、テスト問題の作成に当たってというものも一応こちらに書いてあります。この冊子の中にも全部あるんですが、流れも私の資料の中には、例えばCommissioning, Pre-editing, Pretesting, Standard fixing, Test construction and gradingなどとありますけれども、このプリテストの段階で我々IDPとブリティッシュ・カウンシルの方で、世界中でまずプリテストを行いながら、問題自体が公平であるのか、公正であるのかということをチェックしながら、実際の問題作成に当たっているという背景がございます。

英語力が向上していないのに点数が取れるような対策を取っていないかということなんですけれども、一言で言ってしまうと私も17年前にIELTSを受けたんですが、問題集等では全く歯が立たないですね。本来の英語力がないと点が取れない。というのは、例えば留学等はもちろんなんですけれども、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、移民のため、政府は移民局の方がこの英語力の証明として必要としていますので、そんな簡単に問題集で点が取れるのであれば、今頃恐らくインド人は非常に数多く受験して

いるんですけど、かなり点数が上がって、みんな移民ができていのではないかなと思うぐらいの感じですね。スポーツで例えると、いろいろな練習をして、その練習が実際のテストへ出てくるというのではなく、IELTSのテスト自体は、例えばサッカーであれば実際の試合をもうやると。やらせて、そのパフォーマンスを見られるというぐらいのレベルのイメージをしていただければと思います。

その質と公平性に関しても、この資料ですね。これをクリックしていただくと、全部ここに戻りますので、こちらの資料の方で公表しております。

問題漏えいに関してなんですが、漏えい対策に関して。このセキュリティーに関して、こちらの冊子をクリックしていただくと、またこちらの冊子に戻ってくるんですけども、英語でかなりわーっと書いてありますので、少し分かりやすくというか、お話をしておきますと、例えばテストの前。要は例えばケンブリッジから問題がテストセンターに送られてくる段階ですね。それからテスト当日。テストの後。それから通常行っている漏えい対策というふうに分けて、一つの表に分けたものを下にまとめてみました。

テスト前に関しては、テストの保管方法ですね。非常に厳しく、トゥティアトックはもちろんですけども、例えばテスト問題の紙がこういう袋に入っているんですけども、到着した時点で全部チェックをする。それから保管する際に全部チェックする。試験の当日に持っていくために問題をそこから出すときには、また全部チェックする。テストの直前にもう一回チェックする。1つでも、鉛筆1本分ぐらいの穴が開いていてもインシデントレポートを出さないといけない。それが例えば試験の前に見つかった場合、何か傷が見つかった場合であれば、そのインシデントレポートの内容に基づいて、ケンブリッジの方の判断で問題の差し替え、常にバックアップとして取ってあるものの差し替えを急に前日になって行うこともございます。これ、実際に去年あったケースであります。

テスト日ももちろんそのような形で、試験問題、常に誰かが一人そのテストの問題のそばにいることというのが義務付けられています。無人の状態部屋に置いておかれることはありません。試験後、まず48時間以内に問題全て、リスニングテストのCDも全て廃棄しないといけないんですけども、シュレッダー等若しくは指定の業者で全て廃棄をするということになっております。

つまりIDPとブリティッシュ・カウンシルを通じて、世界で行っているテストセンターには問題は残らないと。48時間以内には全てなくなっているという状態であります。

常に行っているものとしては、第三者機関によるauditですね。監査ですね。我々も監査

を行います。常に年に1回とか2年に1回とか、様々ないろいろな違う形での監査運用のプロセスがありますので、そういった監査を行いながら厳しくチェック、テストセンターの管理方法をチェックしているということですね。ハイリスクがもし続いて、それが改善されなければ、そのテストセンターはシャットダウンという形になります。

関係規定に関してなんですけれども、これはテストセンターのアドミニストレーターの業務用マニュアル等々で規定されているので、今お話しした監査報告書の項目の中にそのコンファレンスの自由項目としてありまして、我々も例えばテストセンターに入って監査を行う際にはこちらを使っておりますけれども、一応機密扱いになりますので、ここには添付はしておりません。

以上になります。

【山口座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、TOEIC、お願いします。

【三橋委員】 では、TOEICにつきまして、御説明させていただきます。

まずTOEICは、先ほどお話がありましたTOEFLと同じETSというところで問題作成等が行われておりますけれども、TOEFLの場合は過去問がそのまま問題集等に使われているという事情がございましたが、TOEICの場合はTOEFLと使われ方が違いますので、過去問は一切公開しておりません。

その一方で、ETSとしましては、TOEICを受験する人には実際にどういう問題が出るのかということになるべく正しい情報で伝えることによって、受検者が正しくテストに関するいろいろな情報を知り、御自身の実力が当日100%発揮できる、そういう状態にすることが重要だということを考えておりますので、本番の試験を作っている人が、全く同じプロセスでもって問題集用の問題を作り、それを公式問題集という形で発行しております。

その際、本番の試験とのいろいろそこで何か情報が漏れたりするのではないかとということがありますが、これはETS内部で作っているシステムなんですけれども、テスト問題を作る人は、このテスト問題がどういう形で使われるのかということをよく分からない状態で全く同じように全ての問題を作ります。それを内部できちんとマネジメントする人が別途おります。その人しか、各問題がどういうふうに使われるかが分からないようになっております。その人が、これは公式問題集用の問題。こちらは実際の本番で使われる問題という形でもってきれいに分けておりまして、それについても担当する人以外は分からないようになっている。その辺で厳密な管理はされております。

あえて同じ人が本番用の問題も公式問題集用の問題も作ることによって、本番と全く同じクオリティーの問題を受検者に対して提供できるという体制をTOEICにおいては取っております。

あとは内容的に本番を知っているからどうのとありますけれど、そこで出される公式問題集用の内容は飽くまでも問題を提示するだけでして、私どもは日本国内でそれに日本語の簡単な解説を付けて発行はしておりますけれども、飽くまでも問題の内容を説明するだけであって、これを解くためにどういったことをすればいいかといったことは一切公式問題集上には書かれておりません。ですので、テストでいい点数を取るためにどうすればいいかといったことには一切そもそも主眼が置かれているようなものではなく、飽くまでテストの内容を知ってもらうというもので作られているのがこの公式問題集でございます。

あとは漏えい対策等なんですけれども、まずETSの内部では先ほど申し上げましたように、内部でもってそういう問題の管理がしっかりされているということ。そして、それは独自に内部でもいろいろな規定もございますし、なおかつそれにつきましては、外部の監査機関によりまして、その辺の管理がきちんとされているということについても認証を必ず頂くという形が取られております。

また、日本におきましても、日本は先ほど申し上げましたようにETSが提供された、これは公式問題集用の問題だというふうに提供された問題でしか問題集という形で発行しておりませんので、それ以外のものが問題集の中に実際に本番で出るような問題がそこで混ざって出てくるということは一切ございません。

あとはそれ以外の部分での漏えい対策ということで言いますと、当然のことながらテストに関わる人間が全員そういった研修も受けますし、例えば問題用紙を印刷したり発送したりというところは全てNon Disclosure Agreementという契約の下にやっておりますので、そういった面で漏えい対策といったものは施しておると。それがTOEICでございます。

【山口座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、GTEC、お願いします。

【込山委員】 ベネッセGTECの込山でございます。よろしく願いいたします。

資料5-2を御確認いただければと思います。お題の2点に対して、端的ですけれども回答申し上げたいと思っております。

試験対策用問題集作成の基本的な考え方という点に関しまして、まず前提といたしまして試験問題、いわゆる検定の問題を作る担当者と問題を作る担当者というものは同一では

ございません。補足になりますけれども、社内で組織も完全に分かれております。そのような状態で問題集は弊社より出させていただきます。また、2段目になりますけれども、問題集の内容に関しましては、公開している出題傾向、また過去に出題された過去問という問題に基づいて作成を現段階でしている状態になっています。

また、英語力が向上していないのに点数が取れるかどうか。その対策になっていないかどうかという形ですけれども、実際本番の問題が事前に問題集に掲載されているわけではありませんので、また、問題集の問題が解けていれば得点が有利に本番でつながるような状態にはなっていないという形からしますと、英語力が向上していないのに点数が取れるような対策にはなっていないと把握いただければと思っております。

2点目の問題漏えいなど不正を疑われないために注意して取り組んでいるという形になりまして、先ほど申し上げましたとおり組織が分かれておりまして、担当者も同一ではないということに加えて、試験問題のデータベースは専用サーバーを設けております。そちらに試験問題を作る担当者のみがアクセスする形になりますので、アクセス権限の付与等もそれ以外の者に関しては与えられておりませんので、完全にそこは遮断されていると把握いただければと思っております。

ここには書かれておりませんが、今問題の作成プロセスの部分でお伝えをしましたが、実際にテスト当日になるまでの物の流れ等もリーディング、リスニング、ライティング。こちらは我々の場合、紙の問題冊子ではありますけれども、専用の契約を交わした印刷会社、あとは物流のところもテスト当日に原則会場に届けるという形の専用線を引いて、ほかのものとは混じらないような物流の流れを整える予定にしております。

また、スピーキングに関しましては、更にタブレットの中に時限装置を入れておりまして、テスト時間直前にならないとそもそもアプリが開けないというところになりますので、タブレットが万が一紛失したとしても開くことができないような状態になりますので、最後、実際に試験実施日、試験時間が始まるまで一切外部の者が問題の内容そのものに触れることのないような手続を取るようしております。

また、万が一問題が漏えいするような事態が発生した場合には、社内の就業規則またそれに伴う懲戒規則というものがございますので、それに基づいてしかるべき処罰がされる仕組みということで、既に明文化されております。

GTECベネッセからは以上になります。

【山口座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、TEAP、お願いします。

【塩崎委員】 それでは、日本英語検定協会の塩崎でございます。TEAP及びTEAP-CBT英検の実施主体でございまして、まとめてお話しをさせていただければと考えております。

まず1番目の質問になります。対策問題集に対する考え方ということでございます。今回、弊会のテストでございますTEAP、TEAP-CBT、そして大学入試英語成績提供システムに参加する新方式での英検。こちらに関しましては、公式の対策問題集は弊社ではございませんので、この質問の方は割愛させていただければと思います。

2つ目の問題漏えいなどの不正を疑われないための注意して取り組んでいることということでございます。公式問題集がございませんので、問題集を通しての漏えいということはずまないというのが、こちらに書かせていただいていることでございます。

そのほか問題漏えいといいますと、大きく分けて恐らく問題作成に関わる人間の頭の中に入っているものが伝達される。それから、実際の問題冊子やデータなどのものが漏えいされるという大きく2つあると思います。この2つに関しまして、人それから物流、しっかりと対策を取ってずっと運営してきていると。3つの検定ともしかるべき対策を取って運営をしております。

簡単ですが、以上となります。

【山口座長】 ありがとうございます。

それでは、最後にブリティッシュ・カウンシルからお願いします。

【安田委員】 ブリティッシュ・カウンシル、安田でございます。

IELTSなんですけれども、青山委員からも御説明いただいたとおり、英国の機関でありますOfqualの規定に沿って認定を受けた試験であります。この規定の中では、もちろん試験の問題製作に対するセキュリティーのこともそうなんですけれども、この議論が始まったときに提出しましたCEFRのマッピングの正当性などもこちらの監査機関の方で監査した上で、認定が出るというような厳しい機関でございます。

御質問いただきました問題集製作に当たる基本的な考え方もこちらの方で規定されていまして、私の2-7の資料の方で抜粋させていただいたとおりでございます。必ず個人であるとか、試験実施機関と出版社との利益誘導などが無いように、必ず承認システムを明確にして出版に合意する必要があるであるとか、承認プロセスを行った後、試験準備をしている学習者や受検者に対して支援となる教材を作るということを目指すこととこの規定もされています。ブリティッシュ・カウンシルとしましては、この規定に沿って、出

弊社の方たちとお話をして、出版のお手伝いをしているというところでございます。

主にIELTSの教材なんですけれども、ケンブリッジ大学出版局の方から出ているものが主でございます。ケンブリッジの作問している部門とこの出版部門なんですけれども、同じケンブリッジ大学の中にはありますが、別組織となっております。ですので、国会の方で提起していただきました、同組織の中であってもセパレーションが大事であるというところは、ここで担保されています。

公式問題集として出版されているのは1種類だけでして、これはIDPの方とブリティッシュ・カウンシルとケンブリッジの方が認めている『Official IELTS Practice Materials』というものなんですけれども、こちらは解説が細かく付いているわけではなくて、どういった解答が正答であるかであるとか、ライティングのサンプルエッセイが載っているという形で、テクニックを教えるような試験問題の作りにはなっていません。

主にこういったプロセスがありますものですから、IELTSの問題集に関しては洋書がほとんどだったんですけれども、昨今いろいろな出版社の方から日本語の問題集を作成したいという御依頼がありまして、ブリティッシュ・カウンシルの方で幾つかお手伝いをしています。こちらは3点書いたものがブリティッシュ・カウンシルがお手伝いしている問題集なんですけれども、これはOfqualのルールに基づいて、なるべくブリティッシュ・カウンシルの試験実施のところから離れたところで情報の提供であるとか練習問題の作成などを行っているという経緯でございます。

次に問題漏えいなどの不正を疑われないために注意して取り組んでいることなんですけれども、Ofqualの規定の中では、このような規定もかなり厳しくされています。Ofqualが監査している試験の対象としては、英国の大学に進学するための試験であるAレベルであるとかGCSEという試験も入っていますので、入試同等のセキュリティーを必ず資格授与団体に求めるという規定が、試験問題漏えいであるとかセキュリティーのところでも課されています。

添付資料の方でIELTSの取組ということが書いてありまして、先ほど前田委員の方からも御説明がありましたので、こちらの方はちょっと割愛させていただきます。

ブリティッシュ・カウンシルと英検の方でこういった取組をしているかということなんですけれども、このOfqualの規定に基づいてIELTSの世界的な実施規定であるとか、問題漏えいに対するセキュリティーの担保の仕方というのが規定されているんですけれども、それプラス、ブリティッシュ・カウンシルとして、より組織内のセキュリティーを高めるた

めに、対策例としてこういったものをかなり厳しくやっているというところがございます。
以上です。

【山口座長】 どうもありがとうございました。

ただいま試験実施団体から説明のあった内容につきまして、御意見、御質問等がございましたら、どなたからでも結構でございますので、御発言をお願いします。

【青山委員】 すいません。1点だけ。前田委員そして安田委員も触れていただきましたけれども、Ofqualとの関係で、ケンブリッジがCambridge English Language Assessmentと表現されていたり、Cambridge Assessment Englishとちょっと混在されているんですが、これは同じ団体です。昨年、暫定期間1年を経て、Cambridge Assessment Englishに名称を統合させていただいております。が、添付した資料がそれ以前に発行されているものから、Cambridge English Language Assessmentと古い名前の資料を添付させていただいておりますので、一部誤解があってはならないと思いましたので、今説明させていただきました。ありがとうございます。

【山口座長】 どうぞ。

【沖委員】 早稲田大学の沖でございます。私大連盟の代表として参りまして、前回は休ませていただいて失礼いたしました。

ちょっと前回の議論が余りはっきり認識できていないので、多少ダブってしまうかもしれませんが、改めて少しきょう伺ったことで、まず私きょう来るときの疑問というのは相当解消というか、解消できる部分と、あ、これは無理だなという部分と両方ともあるということで、論点を少し確認させていただきたいんですが、そもそも今お話を伺っている限り、大きくは3つ、細かくは4つに分かれている議論をきちっと示さないといけないんだろうと思いついて伺いました。

1点目が、そもそも同一機関などで試験と問題集が出てきたときに、併せて水準が下がらないかという質問。はっきり言えばこれは愚問でありまして、今説明を受けていけば全部大丈夫だという話で、いいんでしょうけれども、同一機関で出すということに対しての潜在的な疑義みたいなものがあると。これは何とかなる。

問題は大きく2番で、同一組織が試験と問題集を出すということについて、細かくは2つの問題があるんだろうと。まずは漏えいの問題。そしてもう一つ、これが一番厄介で倫理の問題です。

3番目が、細かく言うと4つ目ですけれどトラブル対策。これも漏えいの話で、実際にど

うなったときにどうするかということで、それについても今説明をそれぞれ頂いたと思いますので、実際のところ、本当に起こったときにどうなるかということと、ちょっとこれ、制度上の問題とは多少違いがあるかもしれないという点は保留しながらも、基本的にある程度理解できる。

問題は、戻りますけれども、同一組織が、あるいはそれに関連する機関が試験と問題集などを作ってしまうということについて、まず漏えいについては特にイギリスの例で、正にイギリスは今挙がっているケンブリッジさんであるとか、英語試験だけではなくてGCSEやGCEで実際にはもう大々的に問題集を作って、これはAQAであるとかピアソンであるとか、要するに英語だけではなくて、一般的な入試も入試問題を出題している民間機関。民間とは言えないところがケンブリッジさんとか、あとCCEAでしたっけ。アイルランドの機関などは行政に近いところにありますけれども、一応独立した機関としてある。

だから日本風に言うと、イギリスは完全に民間に委託しているんですね。しかも5機関に委託していて、それぞれが今御説明いただいたような認証制度の中で公的に中央行政によって、独立機関によって認証されて、だからこそ信頼されている。その代わりに、恐らく今お話を伺っていると、内部では独立した出版部みたいところで問題集を作って、ロンドンなどの本屋さんへ行くと、教育の棚の半分ぐらいは試験対策の問題集みたいなふうになっていると。

これを見ていると当たり前のところから言えば、何でこれが問題なんだという話になるんですけれども、なぜ日本で問題になるかという、やっぱり倫理の問題なわけですね。今言ったようにイギリスのような仕組みであれば、正に国レベルできちっと見えていますと。違反したら、その試験が使えなくなりますという話であるからこそある程度信頼されていますけれども、今のところ、どこで我々はこの制度を認証しているのかという問題で、国レベルで何かトラブルがあったら責任を取りますというふうになっているかどうか。それが覚悟して言えるかどうかというのが、倫理の問題との絡みで出てくる。漏えいとの絡みでもありますけれども、出てくる。

どこまで行っても、同じ機関で出している。あるいはその機関が独立していて、懲戒処分もありますという説明。それはあるんだろうなと思うんですけれども、それが本当に機能するかどうかについては正に一組織の中の話であって、対外的に特に行政機関などで認証されているかどうかについては何とも言えない。これは、だから第三者評価機関みたいなものが完全に独立した形であるとかいうのであればともかく、今のところ、それがま

だ十分機能していないということが恐らく大本の問題になっていて、それをここで議論するのか。いや、とりあえずあるからいいんだという形で突っぱねるかというので、相当この先、特に今回議会であるとか、あるいは実は私立大学の一部からもこういう議論、批判は出ていて、どういうふうにこれを解決するかというのは本当に大きな課題だと思います。

その点で言うと、明らかにイギリスの例は相当参考になるんだろうと思います。当たり前前にやっていて、その代わり非常に厳しく見ているというような仕組みを、近い将来にある程度作っておかないと、この批判はずっと受け続けることになる。甘んじて、それでもばたばたとやり続けるのか、でもどこかでトラブルが起こったら、ほれ、見たことかというふうに言われてしまうというようなことを、できるだけすきのないようにするというのは、ある程度もう少し一段高いレベルで認証をしていく必要があるのかなというふうに思いついながら伺いました。

ただ、イギリスと日本の大きな違いは、この英語テストもそうですし、あるいはGCSEなどもそうですけれども、サーティフィケートのようなニュアンスで出てきていて、到達度を見るわけなんです。このラインを超えているかどうかというので、段階が7、8とかいろいろあると。CEFRを使ってというような形で、それぞれ何か得点化して何点かと。50点か51点かみたいなことで使うというふうになっていないというところが、だからこそある程度かちっとできていけば、細かいところはともかく、それがそのレベル、段階までちゃんと見ていますよねというふうに言えれば、まだ恐らくましなんでしょうなと思います。しかし、今回我々はこれを明らかに点数化して選抜で使う。

私、実は前の会議では、さんざんこれを批判していたわけなんですけれども。つまり4教科は選抜だけれども、英語は到達度で見るとか。英語も選抜の点数として見るのかという話を相当私が繰り返しお尋ねしていたのは、正にこの問題であります。英語は、もう明らかに到達度を見る、資格的な問題なんだから、それは場合によっては、もっと勉強してもらうためには問題集を逆にどんどん作って勉強してもらった方がいいじゃないですかという論理が立てられるといいんですけど、今のところは選抜のために使いますという話を全然曲げないわけなので、そうしたら50点か51点かは、やっぱり一番近い組織、要するに同じ組織の中の違う部局で英語問題集を作ってもらった方が、それを使った方がいいよねとなる。正に倫理の問題として、これ、いいんですかというふうに言われたら、回答しようがないんじゃないか。

これをどう考えるかというのは、今すぐは多分無理ですけれども、ただ、中期的という

か次の指導要領改訂のときに、これを一緒に解決しないとどうしようもないんじゃないのかなというふうに私としては思っています。とりあえず短期的にどうするのかといえば、突っ張るか、あるいはイギリスをモデルにするのかなというふうに思いつつ、ただ、大きな本質的な問題はもうちょっとちゃんと考えるべきだろうというふうに改めて申し上げたいということで、すいません、長くなりましたけれど、以上です。

【山口座長】 ほかにございますでしょうか。

田中先生。

【田中委員】 今回の御意見に全く賛成でして、このそもそもの元になっています国会の質疑の中で、問題が最終的には漏えいの問題に転嫁されていますけれども、もともとの議員の御質問の趣旨は、はっきり言って利益相反じゃないかという話だったわけです。ですから、要するに社会的な目というものは、その辺にも関心があるということがやはり踏まえて考えていかなければいけない。

今御指摘がありましたように、やはり選抜試験なのか資格試験なのかというところで、テストそのものの性格に関わってきますので、例えば問題を公開すべきではないかという議論が起り得ると思うんですね。ただ、逆に言いますと、問題を公開してしまうと、資格試験上でのいわゆるequatingが難しくなるといった問題もあって、このあたりはやはり将来的には、この試験の導入の意図をもはや選抜ではないというところに明確化していかないと解決できない部分もあるのではないかというふうに私は考えています。

先ほど正に認証・認定という問題ですけれども、当初文科省の方では、これを認定試験とお呼びになっていましたが、途中から呼んでいっちゃらない。つまり、そのあたりの見解は、既に認証・認定ではないという方向に移っておりますので、そのことはやはりどこかではっきりこの試験の性格をお示しいただかないと、いつまでも資格試験なのか選抜試験なのかというところで、やや混乱を引きずるおそれがあると思います。

今の御説明の中で、1点確認したいのですが、正にOfqual、ブリティッシュ・カウンシルさんの資料の中でOfqualの指針としまして、資格授与団体は、悪い影響、利益誘導などが出ないように、適切な段階を経て、承認基準を明確化し、出版物に対する承認を行う。正にこれが必要だと思うんですね。ブリティッシュ・カウンシルさんはこちらに従い、かつ、英語検定機構からはケンブリッジ大学出版局が独立しているという形で問題ないという御説明だったんですけれども、同じくOfqualに御参加のケンブリッジさんも同じと考えてよろしいのでしょうか。

【青山委員】 はい、同じでございます。

【田中委員】 全く？

【青山委員】 はい。

【田中委員】 IELTSさんもそういうことですか。

【前田委員】 全く同じです。

【田中委員】 はい。

【山口座長】 ほかに御発言ございますでしょうか。

どうぞ。

【笹委員】 非常に大ざっぱな感想なんですけれども、今各団体から御説明いただきまして、いわゆる世界基準で検定をされているところというのは、非常に組織もしっかりし、対策も立てているというところが分かりました。なぜかというところは、沖先生のお話ですごく納得するところがあります。

一方で、世界基準と日本基準となってしまうわけですが、多分需要的に日本側で作っている検定試験が、いろいろな面で多く利用されるであろうというふうに高校現場では推測はしています。そういうときに、その需要の多い民間試験が、世界基準と同じようなしっかりとしたセキュリティーの中で実施されるのかなというのは、今お話を伺っていて、とても不安になります。これから考えていきますというような御発言もありましたけれども、もう14か月後には実際に子供たちは申し込んでいると思います。そういうようなときに、これから考えますというような段取りでいいのかなというところを非常に危惧いたします。はっきりとしたものを早く出していただきたい。繰り返しになりますけれども、安心して受けられるような構造がまだできないんじゃないかなと、感想ですが感じました。

【山口座長】 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

山田さん。

【山田大学入試室長】 事務局からすいません。

特に英検さんにお伺いしたいんですけど、英検さん自体が問題集を出してらっしゃらないというのはそうなのかもしれないですけど、ネットとかで見ますと例えば旺文社さんが出してらっしゃる問題集とかに英検協会推奨みたいなのが書いてらっしゃると思います。その推奨というシステムですとか、その中でほかにあるかどうか分かりませんが、そういった関連の問題集があるとすれば、そういったところについて当てはめると、この質問にどうお答えになるかというコメントを頂ければと思うんですけど。

【塩崎委員】 御質問ありがとうございます。推奨制度でございますが、一般的にオープンになっている制度で、どの出版社様でもこれに申し込むことが可能で、実際に先ほど例に挙げていただきました旺文社以外にも推奨として指定されている問題集というものがございます。基本的に英検の問題集はいろいろな出版社様が出していますので、それがあたかも公式のような売り方をしているものというものもあったものですから、こういったことを阻止するために、推奨という制度を設けさせていただきまして、申請があった出版社様に対しては、第三者委員会の評価を通して、それを与える。基本的には英検の問題は公開しておりますので、それを使っているものというものをベースにさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

【山口座長】 ほかに。

浅田委員，どうぞ。

【浅田戦略官】 すいません。ちょっと文科省の立場でということでもないのですが。

御説明をお伺いしていて、TOEICさんですかね。過去問は公表していなくて、実際の問題を作る同じ作問者が問題集を作って売っていると。これは、そのまま聞くと、国会議員の先生方が心配していることに、もうそのまま当てはまるような気がするんですが、そういう、つまり実際の試験を実施する正にその当事者が対策用問題集を売って、仕事を増やしているのではないかと。そういう批判を仮に受けたとして、どう説明されるんですかね。

【三橋委員】 説明するとしましたら、先ほど申し上げたような形で、TOEICの場合、過去問が公開できないという状況がございますので、過去問に代わるようなものをやはり受験者に対しては提供する必要があるだろうという考えの下に、そうすると実際に本番で出題された問題と同じクオリティー、同じレベルの問題を提供するためには、あえて同じ方に作ってもらっていると。

ただし、そこで作った問題が公式問題集に使われるのか、実際の本番で……。どちらか、それは作った本人には分からないようになっていて、全くそれとは違う第三者が問題の管理をしていて、そこでその両者が、問題集用の問題と本番の試験とで混ざることがないように、問題に片方の問題が入ってくるとかそういうことがないような管理をきちんとしておりますという説明をせざるを得ない。それが現状でございます。

【浅田戦略官】 あと、ごめんなさい。月に1回ぐらいしか、この会議は多分やっていないので、私も笹先生と同じようにちょっと時間的なことで、もっと急がないとという思い

を、センターにいたときもそうですけれど、持っているもので。ちょっと可能な範囲でお伺いしたいんですけれど、イギリスとかほかの国の仕組みの下で、きちっとこういう仕組みの下でやっているというのは、それはそれで一つ説明に使えると思うんです。一方で、今複数の方からお話があったように、日本国内のものについてはそれがいいよねというときに、それぞれの実施主体の中では、いや、ちゃんと仕組みを作ってやっていますとおっしゃるんですけども、それが対外的に説得力を持つかという、なかなか厳しいような気がするんですね。

そのときに、何らかそういう仕組みを作る、検討するといったようなことについては、こういう場で何かお考えを言えるものかどうか、よく分かりませんが、どういうお考えなのかなというのを伺ってみたいなと思うんですけれど。

【沖委員】 いいですか。

今のお話で、逆に私は文科省の方に確認したいんですけれども、実は全く問題になっていないのかどうか、私は分かっていないようで分かっているつもりですが、初等中等教育段階で、検定教科書がありますよね。教科書会社は、指導書や教科書に準じた問題集は発行されていませんか。しているんじゃないですか。それは、今どんな法的な規制なり、法律にはなっていないんですけれども、何かチェックが入っているのでしょうか。この話も実はパラレルのような気がするんですが。

【山田大学入試室長】 私がどこまでお答えできるかあれなんですけれども、教科書は、先生がおっしゃったとおり文部科学省が一言一句チェックをして、検定をしています。教科書をどう選ぶかというプロセスは、各教育委員会でしっかりとフェアな形でやらなくちゃいけないということは、各団体でやっています。

一方で、同じ出版社が、問題集だとか用語集だとかいろいろな関係の冊子とかを発行している事実もございます。我々はそれに対して、何ら、こうなさいとかということは申し上げていません。きょう、今回沖先生からも御指摘ございましたけれども、我々は、基本的には既に大学で使われている民間の英語の試験を、より便利に使っていただくためにセンターがデータで成績をお運びすると。ただ、どこでもいいという話じゃないので、一定の要件を満たしたところの試験をお運びしようということにしています。

今回、国会でも指摘がございまして、疑わしい、可能性があるんじゃないかと。李下に冠を正さない方がいいんじゃないかという指摘がございまして、これは各民間試験が、当然それぞれ自分の信頼にも関わることなので、それぞれがこういうやり方で信頼性のある

試験を作り、また実施していますよと。そういった試験の信頼性を落とすようなことはしませんよ。こういう取組をやっていますよということを、是非この場で、皆様に日本発の、日本由来の試験も含めて御発表いただくことによって、信頼感が取り戻せたらなというふうに思って、こういった議題を設けさせていただいています。

私もちょっと正直、事務局の立場で申し訳ないですけども、イギリス系の方はシステムチックにやってらっしゃるということとか、CBTを使ってらっしゃるTOEFLなんかは、なるほど、そういうやり方をしているのかということはどうもなはずける部分があるんですけども、GTECさんですとか英検さんですとかTOEICについては、もうちょっと事務局としても、皆さんが、大学の関係者、高校の関係者が納得できるような形で御説明頂いた方が、よりそれぞれの試験の信頼性の確保に資するのかなと思います。

私もこういう入試室で仕事をしておりまして、いろいろなうわさが聞こえてきます。実際には、面接でこんな問題が出るよみたいなのうわさが流れたりですとか、試験問題は事前に見ようと思えば見られちゃうよとか。そういうまことしやかなうわさが出回っているところもございまして、是非そういうことがないということを、あ、なるほどなど。みんな分かるような形でおっしゃっていただく。特に日本と深い関わりのある試験についてはおっしゃっていただくと、より信頼性が高まって、制度全体の信頼性も高まるのかなというふうに考えております。

【山口座長】 先ほどの浅田委員の質問について、英検さんとベネッセさんから少し…

【浅田戦略官】 すいません、途中で。私が言ったのは、今、山田室長が言ったのと同じ趣旨ですけどね。何らか……。やっぱり、ちゃんとやっています。はい、そうですかとはなかなかならないような気がするの、どういうふうに納得してもらえるように、安心してもらうように示すことができるのかなということを考えないといけないなど。

【山口座長】 多分、自社で考えるのと、対外的にこういうことも考えてほしいなというような要望もあるかと思うんですけど。少しお答えいただけますか。

【込山委員】 込山です。冒頭沖先生からもお話がありましたとおり、根本的な部分に関しましては、先ほど我々が申し上げたとおり、我々としては、今こういう体制でやっていますというのはそれ以上以下でもない話だと思います。いわゆる第三者機関の認証というところが、イギリスであればOfqualというものがあるのでシステムチックになされているというところが本質だと思います。今回申請で我々が出させていただいた際には、全国

検定振興機構がこれから第三者の審査を始めるところもありました。我々としては、そこを一つ第三者として見てもらうというのを申請時に実際に出させていただけいております。そこも含めて第三者がどう認証するかということが多分クリティカルなポイントなのかと思います。そこについて、我々としてはそれを予定していたものですから、それを継続して進めることが是なのか、はたまた先ほど国自体が第三者認証するのかどうかという議論を併せて、私たちとしてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【塩崎委員】 ありがとうございます。込山様と同じように、もし第三者的な仕組みができるのであれば、我々の方もそれに従って粛々と運営をさせていただくということであるかとございます。やはり問題漏えい、機密情報の取扱いは、非常にノウハウに関わる部分も多いというところもございますので、なかなか全てお出しすることができるかどうかというところもあります。この点に関しましては、全ての検定団体さんは同じような悩みを抱えるのではないかなというふうに思っているところでございます。

先ほど笹委員から、世界基準と日本国内の差というところに言及いただいたわけですが、これに関しては多少ちょっと個人的な見解もございますが、2つ要点があると思っております。まず世界基準のテストでございますと、いろいろな国でやっていて、いろいろな不正が起こりますと。そこに対して日本というのは割と治安が安定していて、もちろんだからといって質を下げているということではございませんが、たまたま当協会はIELTSの実施主体もやっているものですから、日本では余り考えられないようなこと自体も想定して基準が作られ、それに沿って世界一律でやっていくというところがございます。

そういったところから、世界基準は確かにしっかりしていて非常にすばらしく、誰がどう見てもいいというところではございますが、それをそのまま当てはめると、やはりそれだけの、またこれも同じ話になってしまいますが、コストというものが掛かってきます。今、国内勢でやっている試験の値段がキープできるかどうかというような問題にまたなってくるのではないかなというふうなところを1つ付け加えさせていただければと思います。

【山口座長】 いろいろ問題点、まず沖先生に整理していただいて、共有できたとは思いますが、うんですけど。

どうぞ。

【羽田委員】 埼玉県教育委員会の羽田です。

御説明を伺っていて、教育委員会として、現場の高校の先生方が問題集など関係する資料に関わってしまったのはまずいなというふうな認識を持っています。教科書のときもそう

なんですけれども、教科書自体の執筆はもとより、それに付随する副教材的なものにも現場の先生がいろいろな執筆であるとか資料を提出したりとか、そういう関わりがあるということ。大分そこについては、県の教育委員会としては規制をしているところです。

ですので、特に現在学校現場に非常に深い関係、古くから関係を持たれているGTECさんとか英検さんに特に伺いたいですけれども、問題集の作成あるいは問題集の中でも例えばコラム的に、この問題集はここが優れているみたいなコメントを寄せる、そういうものみたいな感じのところで、現場の教員が関わるようなことはどうなんでしょうかというところをまず伺いたいなと思っています。

【込山委員】 座長、私からお答えします。

【山口座長】 はい。

【込山委員】 今GTEC公式問題集は1種類が、実は先般12月に出版したもののみになっています。それに関しての编者としては、基本的には社内の社員が作っている形と、あと一部大学の教授の方に入っていただくことも含めて、ただ、いわゆる公務員、学校の先生方には、今までも、これからもですけれども、一切今まで関わっていただいていないのが現状になっています。その点、先ほど羽田先生がおっしゃったところに関しては、問題はクリアになっているのかなとは思っています。

【塩崎委員】 我々の方は公式問題集がありませんので、この質問はお答えする必要がないかなというふうに感じているんですが。

【羽田委員】 ありがとうございます。じゃ、英検さんの場合には、例えば先ほどありましたけれど、推奨する他社の出版社さんからいろいろな問題集を出されていると思うんですけれど、そういうものに対して、特に何か規制を掛けるとか助言をするとか、そういうことはないんでしょうか。

【塩崎委員】 基本的に、我々が公開している過去問をベースに作っているものを、第三者委員会が見て、そしてそれを推奨しているという形になりますので、すいません。ちょっとこの制度を私もすごく細かいところまで見ていないのであれなんですけど、今現在においてはそのような過去問を使っていて、それをベースに出しているというところが基準になっているというふうに理解しております。

【羽田委員】 ありがとうございます。分かりました。心配するところは、先ほど申し上げたところなんです。

ここからは、ちょっと感想的なものになるんですけれども、問題集もしかり、学校現場、

高校の現場では、生徒たちが、どの試験を、検定を受けるかというところで迷うわけですよ。当然各大学さんの基準も照らしながらというところもあって、そういう点での進路指導というのがこれから非常に重要になってくると思うんですけども、そういった中で、営業というんでしょうか。各試験の関係者が学校現場にいろいろな情報を提供する、その提供の在り方が過度にならないでほしいなというところを思っています。

教科書の例でもあったんですけども、非常に先生と密接な関係を持っている例もありますので、そんな中で一方的にこれがいいんだみたいなところを吹聴されると、それを判断できる目を持てればいいんでしょうけれども、学校も非常に忙しい中でこういった問題が新たに発生するという中で、非常に教育委員会としてもその点を心配しているところですよ。

以上です。

【山口座長】 どうぞ。

【石崎委員】 九段中等教育学校の校長をしております石崎と申します。

さっき山田室長がおっしゃられていたような現場の心配の声というのは、今行われているイメージで言っているものもあると思うんですね。ちょっとそういう部分が重複する部分もあるんですけども、名前を出しちゃって申し訳ないんですけども、例えば英検さんの試験を、今度使えるやつじゃないんですけども、今のやつで受けるに当たって、面接官をしている高校の教員というのは大変たくさんいらっしゃるんですよ。

そういう先生が、例えば採点基準を漏らすとか、質問の内容を漏らすということは当然ないんですけども、でもそういう先生のやっぱり指導を受けた子供たちというのは、確実に受かるんですよ。確実にというとな変な言い方ですけども、かなり多く受かるんですよ。そうすると、それは問題の漏えいとか多分そういうものには該当はしないとは思いますが、公平性という部分でどうなんだというところにはやっぱり疑問が残るんじゃないかな。

例えば試験問題に関わってらっしゃる先生が、公式の問題集は書いてはないけれども、でもやっぱりそういう先生がどこかでこういう指導をされるとかということになったときに、公平性が担保できるのかというような視点も必要だと思うんですね。

ですから検定に当たって、多分海外の基準でやってらっしゃるところは、そんな日本の現場に問題を作っている人がいるということはないとは思いますが、身近なところにそういう方がいるような検定試験に関しては、そういう心配の声というのは今生まれ

ているんじゃないのかなというふうに感じているところなんです、その辺いかがお感じになっていきますでしょうか。

【塩崎委員】 御指摘ありがとうございます。そうですね。従来型の英検におきましては面接官が存在いたしまして、高校の先生にも御協力いただいている部分も多いというところがございます。もちろん石崎先生が御指摘いただきましたとおり、問題の内容、それから採点基準といった、面接官をやっているからこそ知り得る情報に関しましては、機密保持契約をしっかりと結んで対応させていただいているというところがございます。

それ以上のことを何かできるかと言われると、今後しっかりと検討していきたいというふうに思いますが、先ほど沖先生からも御指摘いただいたとおり、選抜なのか到達度のかななどでこの考え方というのも変わってくるかと思しますので、そのあたりも整理をして、対応していきたいなと考えております。

【山口座長】 どうぞ、すいません。

【石橋委員】 たくさん意見が出てきて重複するところもあるんですけども、私には高校生の子供がいるんですが、それは高等学校の側からもう既に問題集というものが配布されていて、それを私も英語の教員でもありますので読んではいらるんですが、少しずつ教科書の内容と、つまり文部科学省が認定した内容のものと少しずつずれというのも何か見られるようなところもありまして、本当の英語教育というのは一体どのあたりにあるのかというところが、私自身としては、短大で英語を教えている立場として、あるいは高校生の親として英語を見ている、教えているわけではありませんけれど、少しずつ国がお考えになっている英語教育とちょっとずれが生じていっているんじゃないかというようなところが、すごく心配でございます。

そのあたり、問題集作成をするに当たっては、やっぱり教科書と開きがないように、乖離しないようにということもちょっと考えていく必要もあるんじゃないのかなというのを、ちょっと感想として抱きました。ありがとうございます。

【山口座長】 どうぞ。

【川上委員】 首都大の川上です。今のことと少し関連いたしますが、大学は英語の問題を作らなきゃいけないという問題があります。当初は多分この検定試験は、教科書の内容に沿った形で出てくるということだったので、我々はそれを想定しながらの出題を考えればいいのかと思っていたんですけども、もしそのあたりがかなり乖離してくるということになると、高校現場でどういう能力を付けてきているかという、測る側もやっぱ

り問題の作成自体かなり議論をしなければいけないということがあって、そのあたり、今の質問と同じですが、具体的にどのあたりの英語のところを想定しながら大学側としても問題を出していいのか。ちょっと非常に悩んでいるところではあります。

【山田大学入試室長】 我々もこのセンターの方で各団体の試験を活用させていただくというか、要件を満たしているかどうかということを確認するに当たりまして、各試験団体から、実際に使われた問題を全部出していただきました。我々の方で学習指導要領の作成に携わっている英語の職員も含めまして、内容に矛盾点がないかどうかというものを確認をいたしております。

そもそも学習指導要領自体がかなりきっちりとはほかの教科分野と違って、この単語を教えましょうとかいうことを細かく書いているわけではなくて、特に高校3年生を卒業するという段になりますと、大体の文法の知識はそれまでには入っておりますし、ビジネスの場面も含めましていろいろな場面を想定した指導要領になっているので、我々が確認した結果、それぞれの試験問題に学習指導要領とのそごはないということは確認させていただいております。

同じ4技能で、使えるといいますか、いう英語を向いているのはどの団体さんも一緒のかなと。ちょっとそれぞれのお国ですとかによって、使い方とかが異なることもあろうかとは思いますが、そういったものも英語といえば英語なので、それぞれの特徴が出る部分もあるのかなというふうには思っています。

【山口座長】 ひとつ英語4技能という話について言えば、今指導要領も変わってきていて、今中学校ぐらいから始まっていますよね。小学校から変わってきていて、それによってかなり高校の英語教育はこれから先変わっていくというふうに認識しているわけですよね、文科省としては。そうですか。

【小野外国語教育推進室長】 失礼します。初等中等教育局の外国語推進室長の小野と申します。

今、大変重要な御指摘を座長からも頂いたかと思えます。本来、山田室長から申し上げたことに制度的なお話としては尽きますが、初中段階で今目指している英語教育の改革についても少し補足をさせていただければと思います。

教科書ということと入試の関係でいきますと、本来教科書は学習指導要領に基づいて作られているものではありますけれども、例えば高等学校でいけば、既存の学習指導要領でいきますとコミュニケーション英語Iではここまで、英語表現Iではこういう内容というこ

とは決まっております。例えば中学校でいきますと、1, 2, 3年生を通して、何年生でどの単語を習うか。例えばどの文法を習った後に次の文法を習ったのかということも1つ1つ決めておりませんので、大ざっぱにいきますと、教科書会社によりまして教科書に載っている内容は非常に差が出ます。

ですので、教科書の内容と入試の内容が対応しているかといいますと、恐らく各大学は全ての検定を通っている教科書全部に合わせるということができていないところがあると思いますので、飽くまで恐らく基準としては、学習指導要領に対応されているかというところを見ていらっしゃるんじゃないかなと思います。

この点につきましては山田室長からも話がありましたとおり、これまでの大学入試におきましても、あるいは今後活用される検定試験等につきましても同じ前提になるかと思えます。

ただ、高等学校教育に関しまして一番大事にしたいところとしまして、必ずしも教科書に載っていることをなぞれば学習指導要領で目指しているような4技能5領域で養いたい資質・能力を培えるものになっているかといいますと、現状としては教科書を先生方が相当工夫していただかないと、本来学習指導要領で目指す力は付かないというのが現状の検定教科書かと思えます。

これは検定を通るかどうかということだけの問題ではなくて、教科書は飽くまでもいろいろなものの説明はできますけれども、外国語の授業で目指しているところは、言語活動を通してどういう力を付けるかということになりますので、教科書は非常に重要な教材ではありますけれども、教科書どおりの授業をすることが目指されているわけではなくて、それが結局のところは、本来授業で目指したいところと、大学入試あるいは検定試験等で目指すところは一致するということにもつながるように、現場の先生とも話し合いながら進めていければと思っております。

【山口座長】 その方向に民間試験の導入が合っているかどうかというのも今後の課題であろうと、私は認識するものでありますけれども。

ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

【平方委員】 中高連から出席しております平方でございます。

今さら言うことではないかもしれませんが、今のいろいろな御意見あるいは考え方を伺っていると、もともと1点刻みの入試はやめようというところから出発しているわけで

すから、段階的評価でなければおかしいわけですね。そして、参加団体を、要件を満たしたそれぞれを入れていくという過程でのいろいろな議論もありました。その参加要件をクリアした団体がきょう皆さんいらっしゃるわけで、そこはある意味参加要件は満たしているわけです。しかし、運用がどのくらい厳正、中立、公平に行われているかどうかというのは、これから試験をやってみなければ分からない。

ただ、プレ的にそれぞれの団体がやっていますから、そこでの問題はいろいろところで今言われていますよね。そのこともさっきおっしゃっていた方がいらっしゃると思います。ですから、そういうことも含めて、参加団体はきちっと倫理的にやっていかなければいけないというのが前提だと思います。

それと、参加団体はそれぞれ個人の資格として試験をやってきたわけですが、今回は大学入試センターと文科省が、これは大学入学共通テストだと位置付けたんですね。ですから、そこには選抜的な意味もある。これはもうスコアも一貫管理するわけですから、これは完全に文科省、大学入試センターは責任を負わなければならないと思います。

ですから、それがどういうふう運用されるかももちろんですけど、そこで行われてきた試験の内容がどうだということを、第三者委員会以前にきちっと議論して判定をしないと、これは本当に無責任な大学入学共通テストになるかもしれない。

ですから、その辺は当然やるべきことだと思っていますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。

【山口座長】 はい、どうぞ。

【奥委員】 日短協の方から参りました貞静学園の奥と申します。

今いろいろとお話を伺っておりまして、私が前回は申し上げたかと思うんですけども、この業者さんに入っていて、それぞれCEFRですか。いろいろな基準で入試の方に関わるということは、それはいろいろと利点もあると思うんですけども、高校の勉強そのものが入試一辺倒に向かう方向がちょっと懸念されまして、どこの業者の試験を受けるかで、その業者、その業者でいろいろと方向性は違うと思うんですけども、その辺のところをどういうふうにしてクリアしていかなければならないかという、もちろんグローバル化ということで文科省がお考えになって、業者を入れて、それで話す、聞く、読む、書くというのをやっていきたいと思いますということなんですけども、業者が入ることによって、選抜試験のための勉強というふうになりかねない要素も多分に私ははらんでいると思っております。

その辺のところを、もう少し高校のそもそも勉強すべきところと、業者さんを入れての入試の兼ね合いというのをもう少し考えていかなければならないのではないかなと思います。第三者的なところ、その委員会というのは私は必要だと思っております。全体的に業者さんのやっていることを公平性があるかどうかというその審査をする機関というのは、私は必要ではないかなと思っております。

まだまだありますけれど。

【笹委員】 いいですか。

【山口座長】 どうぞ、笹さん。

【笹委員】 済みません。先ほども申しましたけれども、来年の4月には、早い場合はもう試験、どれを申し込んで、どれを受けようかという準備を今の高校1年生はするわけですね。本当に待たなしの状況に来ているというふうに思います。今議論がいろいろなところに広がって行ってしまって、そもそも英語試験で導入するかというところまでいろいろ広がって行ってしまっていますけれども、受けさせる高校現場とすれば、4月にちゃんと受けられるのか。安心して受けられるような条件整備をしてほしいと思っています。

そのために、この会は何を目的に、何を終着点に進めるのか。そして、どういうスケジュールで進めるのか。実は、第1回目のときにそれは提案されていないんですね。何となく会が始まり、何となく宿題が出て、問題集のことが、きょう1回目の宿題という形で発表されているんですけども、一体いつまでに、何を片付けるのか。そして、その片付けられたことによって、高校生が安心して、この次ではなく、来年の4月にこの検定を申し込もうというふうに学校現場も生徒もそれができるのか。そして、その試験を受けてくる生徒を受け入れる大学の方もそれでいいのかという、その道筋をすっかり立てていただきたいと思うのです。

きょうのところも、世界基準と国内の基準とちょっと違いますねなんていうところが出てきたんですけども、もししっかりやるのであれば、そういうところで国内基準のような形を日本の団体も整えることがいいですねというような、そういう落としどころとか方向性が見えてくればいいんですけども、いろいろ課題は挙がっていくが、大変だね、大変だねで終わってしまうような会議にどうしても思えるので、高校がどう動けばいいか。そういう目的とスケジュールをきょうは示していただいて、次の会に結び付けていただきたいなと思いました。

【前田委員】 いいですか。

【山口座長】 どうぞ。

【前田委員】 今、奥委員と笹委員の意見にちょっとまた付け加える形なんですけれど、私はIELTSをやっているんですが、かなり多くの高校生の親御さんと会う機会がいろいろなフェアとかでありまして、現場の先生方もすごく大変だとは思いますが、決めるのは学生で、学生目線に立ってあげるのが一番大事なのかなと、現場は。というふうに思っているんですけども、お母さん方や親御さんから聞こえてくるのは、うちの学校はこれでいく。うちのクラスはこれでいく。ただ、息子は留学を考えていて、実はIELTSというのが必要だということが分かったんですけども、学校の先生に聞いても分からないと。というのが、お一人や二人の親御さんからではなく、かなり聞こえてくるんですよ。

そういった情報を先生方にきちっと御案内できるように。例えばこの学生さんであればTOEFLがいい。この学生さんであればIELTSがいい。この学生さんであれば英検がいいだろう。この学生さんであればGTECが合っているんじゃないかというような形で、現場の先生が、4技能というものをきちっとまずコアで教えられるスキル。そして教えた上で、どの学生が何の試験に合っているのか。若しくは学生の方が自分で調べて、こういうふうなことを考えているから、こういうテストを受けたい。じゃ、例えばTOEFLがいいのか、IELTSがいいのかとなったときに、じゃあ、あなたの場合はこっちだよというふうなところの部分もないと、親御さんの不安とか学生さん自身もいろいろなことを頑張っているんですけど、気が付いたら結果的に、あれ、IELTSが必要だったけれど、今からIELTSを勉強するのは大変だなということにもなると思うんですよ。

そういったものに対して、どのようにやるのか。それはもう実施主体が例えば高校の方に働き掛けたり、営業という形でするものでは僕はないと思っています。ある程度文科省の方であるとか教育委員会であるとか、そういったものからきちっと現場の先生に情報が渡って、じゃあ、我々はどうしたらいいのかというと、例えば去年、日本私学教育研究所の方で主催があった高校の先生方、私学の先生方を呼んで、全実地団体が行って、いろいろ説明をしたりとかしたと思うんですけど、そういった機会というのもまた考えながら。それに我々が行って、現場の先生方にそういった場でサポートするといったものも含めて、いろいろ御検討していただければいいなと思います。

とにかく受けるのは学生ですから、学生の目線に立ってあげられたらなというふうな心から思っております。

【山田大学入試室長】 笹先生からおっしゃっていただいたことは大変重要なことだと

思っております。この会議は、制度は既に一昨年の7月13日に決定していて、その後様々追加分を決定したりですとか、ガイドラインをこれからお示ししようとしているという状況でございます。

ここの会議の趣旨は、是非高校の関係者、大学の関係者、英語の試験実施団体がお集まりいただいて、きょうはこの問題集をはじめとして、現場が公平性に疑問を持っているところについて、是非各団体から御意見を頂いて、じゃ、どういう解決策があり得るのか。第三者による調査というか評価というような御意見もありましたので、きょう頂いた御意見を踏まえて、運用上どういった適切なこと、信頼確保のためにできるかということを引き続き御検討いただくと。第三者評価について検討していただくということもあると思いますけれども、運用上どう信頼を確保していくかということをお互い意見を出し合って、よりよいものに運用ができるようにしていこうという会議でございます。

何月何日までにこういう提言を出してということではなくて、笹先生がおっしゃったように、来年の4月に最初に受ける子が安心して受けられるような運用を、みんなで意見を出し合って築いていこう。もっと言うと、その後もどんどんシステムを改善すべき点があれば改善しながらやっていくということで、特定のゴールを設けているというわけではありませんけれども、先生がおっしゃったとおり、もう間近に迫っておりますので、一番先生方が不安に思っているところを重点的に引き続き意見交換をして、よりいいと皆さんが思っていただけのもに近づけられたらいいのかなと思っております。

もう一点、各試験団体の内容の周知ということについては、英検さんに御尽力いただいて、4技能サイトというもののなかで、様々な情報を、どこに住んでいらっしゃる方でもごらんいただけるように、ホームページに掲載しております。それより踏み込んで、7団体の一個一個の試験はこういうものですよ。こういう人が受けたらいいんじゃないですかということを、文部科学省あるいは大学入試センターから積極的にお伝えするというようなところまでは現在では考えておりません。

【山口座長】 ほかに、何か御意見ございますか。

きょうも大分いろいろ問題点が出てまいりましたし、もともとこの試験、4技能の試験を外部団体を利用する制度については、既に入試センターの方で来年度実施に当たって、細かいところを詰めるという作業を結構毎月のごとく詰めていっているわけですが、それが全く外には見えないという状況の中であって、このワーキンググループというのは、実際それを関係される方に十分に意思疎通のできる形で情報提供して、その中で感じられ

る高校側からの不安等を、基本的に何が問題なのかということをお互い共有する。そのためのワーキンググループであると私も認識しております。

その意味でいろいろ御意見を頂いて、それを集約し、先ほど平方先生がおっしゃいましたように、この制度というのは、まだ来年から始めて、実際提供業者に対する評価みたいなものもこれからまた出てきて、実際センターの中で条件整備をしていくというようなこと。あるいは、実際いろいろトラブルのところはもう排除、御退場いただくということを行っていくシステムもできております。

その意味では、これ、全く最初のシステム立ち上げについて、ある部分やってみないと分からないということもあると思いますけれども、その不安感を極力下げる。そのためのいろいろな意見の共有。業者の方も、今IELTSからありましたように、それぞれの特徴があるわけですね。それが十分に恐らく伝わっていないと、業者の中で感じていらっしゃるでありましょうし、それはむしろ高校の側でそれを受け取って、各受験生がちゃんとその要素を見える。そのために、英検中心に立ち上げていただいたホームページのサイトもございます。それも本当に個別の高校生から利用していただくために設置したものはずなんですね。

そういうことも高校の先生も御利用いただいて、その中から出てくるようなものがありましたら、また持ち上げていただいて、ここで共通理解を得るということが我々の目標であるかなと思っております。

今回の議題について、よろしいでしょうか。

それでは、様々な御意見を頂きましたので、今回課題といたしました事項については、次回以降引き続き御議論いただいて、共通理解をまた深めていきたいと思っております。必要な事項につきましては事務局で整理し、試験実施団体にまたお知らせさせていただきたいと思っております。

それでは、次の議題に一応ここで移らせていただきます。次に資格・検定試験活用に当たってのトラブルとその対応について、意見交換を行いたいと思っております。事務局から資料の説明をお願いします。

【竹花大学入試室長補佐】 それでは資料3をごらんください。資格・検定試験の活用に当たってのトラブルとその対応についてでございます。

トラブルが起こったときにどのように対応するかというのも、このワーキングで議論するテーマとして当初から考えておったところでございます。その資料について、これは確

定というわけではなくて、たたき台というか現在考えられる案と、この場で検討していただいたらよいのではないかという検討課題を挙げております。

具体的な内容でございます。まずこの大学入試英語成績提供システムの運用に当たりましては、文部科学省ですとかセンター、実施団体、大学等々様々な主体が関与して成り立つものでございます。現在の大学入学者選抜においても同様ではございますが、各主体においては、関与の内容に基づいてそれぞれ一定の責任を負いつつ、システムが運用されて、トラブル発生時には、その発生時期ですとか内容に応じて、個別に対応を判断せざるを得ないところがあると思います。

ここでは、そのような現在の入学者選抜と同様の内容もあるかもしれませんが、特にやはり新たなシステムに参加する試験実施団体に関係し、発生し得るトラブル事例とその内容について、対応例について整理させていただいております。

整理した柱なんですけれど、2つございます。1つ目が、試験実施団体において、仮に出題ミス、採点ミス、問題漏えい、試験実施に係るトラブル、成績提供ミスがあった場合に、まずどのような対応を取るかというところでございます。その対応につきましては、まずは小規模、大規模様々なトラブルがあると思いますが、小規模又は軽微なミス、トラブルの場合には、試験実施団体においてまず速やかに対応していただき、必要に応じて文科省ですとかセンターに報告を頂くことになろうかと思っております。

一方で広範囲に影響が及ぶ、もう試験が、採点ができないですとか、実施ができないといった大規模なトラブルがもし生じた場合には、試験実施団体がまず文科省とセンターにミス、トラブルの内容、状況を速やかに報告いただくとともに、大学ですとか高等学校に具体的な対応方策を周知いただくことになるものと考えております。

具体的には周知内容の例といたしまして、4つぐらい掲げております。例えば出題ミス、問題漏えいがあった設問に関する取扱いですとか、採点ミスがあった設問に関する取扱い。例えば採点のやり直し等々が考えられると思います。また、試験実施トラブルがあった場合の対応として、それについては再試験の実施等が考えられるのかなと思います。また、成績の再送付も場合によっては必要になってくるであろうと考えております。

また、これはトラブル発生後になりますけれども、文科省とセンターにおいては、必要に応じて試験実施団体に対し、期間を定めて業務の改善、改善案の提出及び改善状況の提出を求め、その後の運用状況を確認して、その後どうしても運用が改善されないと判断された場合にはこのシステムへの参加を取り消す場合もあるというのは、既におおむね定ま

っているルールの手続となります。

ここで、やはりミスが起きたときは、それぞれそのミスの内容や状況に応じて対応を検討しなければならないんですけども、今考えておかなければならない課題として、例えば試験の実施に重大なトラブルが発生した場合に、それを救済するような再試験というものが各実施団体で可能なかどうか。特に受検生がある特定の団体の試験を志していて、受検を目指していて、4月から12月という期間が定まっているものですから、その期間の最終回で発生した場合には特に影響が大きいのかなというふうに考えております。ですので、再試験の実施が可能かどうか。可能でない場合には、どのような対応が考えられるかといった部分をここで話し合っていく必要があるのかなと考えております。

それから2ページ目、もう一つ大きな懸念事項として考えられるのが、やはりキャパ不足というか、試験実施会場が実際に確保できるのかどうかというところがあると思います。試験会場が不足した場合には、現在ですけれども、試験実施団体にはニーズ調査の結果をお渡ししておりますので、まずは今これを参考にしながら実施団体において実施計画というものを検討いただいていると思います。その実際の申込みを受けて、希望した受検ができないことのないように各団体において受入れ環境を確保していただくよう検討しているところですが、これに関しても今後の検討課題としては、特に各団体ごとに今スケジュールと実施会場の規模等については今後公表としておりますけれども、どの段階までに実際決定しておく必要があるのかというのは、前回笹先生からもこの頃までにはという御指摘があったと思いますけれど、ここでちょっと共通理解をきっちり得て、可能な限りそれに見合うような時期に決定・公表していただく必要があるのかなと考えております。

検討課題の2つ目です。特にニーズ調査の結果を踏まえ、今試験会場の確保のために実施団体においては、全ての実施団体ではないですけれども、高校会場での開催ということを見視野に入れて調整をしている中で、そこでも様々な調整方法に係る課題というものがいろいろあると思います。その調整方法について、どういった御意見があるのかというのをちょっと意見交換いただければと考えております。

最後に、これも実施会場の不足に関係する話なんですけれども、試験申込み後に大幅な不足が判明し、試験実施団体において会場の手配が困難となった場合に、どのような対応を講じるのかという点についても意見交換いただければと考えております。

すいません。駆け足ですが、説明は以上でございます。

【山口座長】 ただいまの説明のあった内容につきまして、御指摘、御意見等がござい

ましたら、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

【青山委員】 すいません。ニーズ調査の結果なんですが、全ての内容が開示されるのは、いつぐらいになりますでしょうか。たしか試験会場の提供が可能な、そういった団体様の情報を頂けると伺ったような記憶があるのですが。

【竹花大学入試室長補佐】 失礼いたしました。今実施団体にお送りしているのは、確かに団体ごとの月別の数値だけですが、そのほかの事項についても今整理をして、月内にはお渡しできるように今調整中ですので、よろしくをお願いいたします。

【山口座長】 ほかにいかがでしょうか。

【田中委員】 よろしいですか。

【山口座長】 はい、田中先生。

【田中委員】 こちらにも発生時期に応じてということがありますけれど、発生とともに発覚時期ですね。つまりいろいろなミスとかあるいは不正行為が大学の入学後に起こった場合に、どういうふうに責任を取るのか。これについては、東大の五神総長が、以前、林文科大臣と会談した際に、このあたりの責任の関係性をはっきりさせるために、位置付けを明確化するために、関係省令の改正を検討するというふうにお約束いただいていると思うんです。

現時点で、この関係省令の改正というのが、どういう方向で、いつ頃までを目指してなされているのかについて、ちょっとまず前提として存じ上げたいんですけれども、御説明いただけますでしょうか。

【山田大学入試室長】 省令ですので、この制度が実施される2020年度に入るまでに改正をしたいというふうには、現在まだ検討中でございます。今考えておりますのは、入試センターの省令でございます。そこで大学入試センター試験ということを、用語を定義していたりしますので、それは大学入学共通テストに変えなくちゃいけないというのが1点と、余り細かいことをどういうふうにやるとかというのは、省令に今でも書いてありませんけれども、センター試験についてもですね。この試験は、センター試験とは別なんですよということを明記するというのが中心かなと思っております。

具体的には、センター試験というのは、各大学とセンターが共同して実施している試験ですよということはもう法律上も省令上も明らかなので。今回の英語の成績提供システムというのは、要するに各大学とセンターが共同して実施するものではないので、それとは

別にこういう成績提供のシステムを実施しますよという省令を規定するというのが、案の一つとして考えられるかなと思っております。

【田中委員】 　ただ、五神総長の要望といいますのは、要するに何らかのトラブルや不正があった場合、実施団体のみに責任を押し付けるのではない。要するに、そこで例えば文科省なりがある程度保証していただくというような趣旨があったと思うんですね。保証といいますか、文科省なりセンターなりが、何らかのトラブルがあった場合に、省令において責任の取り方をはっきりさせていただくというような趣旨だったと思うのですが、今の場合また切り離して、責任がないということを明確化するような改定というふうを受け取れたんですけれど。

【山田大学入試室長】 　五神総長と私が話した内容をここでお知らせするのもあれですけども、我々の認識としては、センター試験と違って、大学が共同実施じゃないということ省令上明確にするということと、もう一つは、昨年の今頃の時期に例えば阪大さんだとか京大さんで入試のミスの問題がございました。もちろんこれは最終的には各大学のそれぞれの御判断でやられる部分があるんですけども、我々は両大学と綿密に打合せをして、大臣からメッセージを出したり、通知を出したり。文部科学省あるいは大学入試センターが、何か起きたときに、いや、我々、何の責任もありませんからというようにやろうということ明確にしているわけでは全然なくて、これまでもう完全に各大学の個別の責任でやってらっしゃる入試についても、我々も一緒になって我々として果たし得る行政上の責任を果たす。これは当然、省令に書こうが書くまいが当然のことでございます。

ここの部分だけ行政責任を果たしますよみたいなことは、当然我々としては、この分野だけ書くということは難しいので、省令で書けることはもちろん書きますけれども、書かないことについても、我々が文部科学省の会議でこういうシステムを導入しようと言って決めて、文部科学省の通知でこういうシステムをしますよと言ってやっているものでございますので、それで社会的な問題を生じるものについては当然行政上の責任を負って、大学あるいは試験実施団体、高校と一緒に責任を取りながら進めていく。これは誰にどう聞かれても、お答えはし得ることかなと思っております。

【田中委員】 　分かりました。

【山口座長】 　はい、どうぞ。

【羽田委員】 　2枚目の試験会場不足の点で、不足した場合、確保のために高等学校と実施団体で調整がという検討課題があるんですけども、本県の県立の高校を例にしてお話

しさせていただきますと、基本的には高校を会場にするというのは難しいと思っています。と申しますのは、やっぱり公平・公正というふうな点での管理というのが非常に難しいと。各高校の施設・設備を含めてですね。その試験に向けてこういうふうなものをそろえてほしいというのは、まずもってできないと。それから人員についても、当日の誘導等を含め、教員等をそこに駆り出すことはまず難しいと思います。また不測の事態・事故が発生したときの責任の所在についても、高校側は一切これを負うことができないであろうと思っております。

あと学校というところは大体4月で年間の行事予定を決めます。4月から12月の期間においてどこかの日で、休日等になるかもしれませんが、こういった検定試験を実施するとなれば、その日は一切活動を停止するというふうなことになりますので、部活動含めいろいろな活動を行っています。それをかなりの範囲で停止するというのは、まずもって直前では無理ですので、4月に入る前に、こういうことで、いついつこういう会場をということであれば検討する余地はあるかもしれませんが、基本的にはかなり難しいと考えております。

以上です。

【山口座長】 ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。笹さん。

【笹委員】 1ページ目の一番下のところに検討課題ということで、重大なトラブルが発生した場合に再試験の実施は可能かということなんですけれども、高校現場が以前から申し上げていますように、地域格差、経済格差がこの認定試験を導入することによって生じるということを再三申し上げているわけです。例えば先日行われました大学入試センターの場合、全国に会場は散らばっていますが、同時間に実施をしていらっしゃるわけですから、どこかでミスがあっても同じように対応はできるわけなんですけれども、今度の認定試験の場合は、会社によっても違う。いつやるかというのも全部違うわけですね。この会社のこの時期のものを受けたときに重大なミスがあったとしたらば、その試験を受けた子はどうするのかという視点でも考えていただきたいんですね。

再試験が可能になった場合、その子は、また時間を掛けてそこまで受けに行き、交通費を払い、検定料を払うというようなところも視野に入れて、検討していただきたいと思います。それは多分無理だと思います。

【山田大学入試室長】 各社さん、是非今の運用をお知らせいただければと思います。多

分、試験実施団体側のミスで再試験ということになったときに、もう一度受験料を取るかそういうことは各社さんやってらっしゃらないんじゃないかなと、私は直接存じ上げないので、やってらっしゃる……。そういう前提で、ここに書かせていただいている。

しかも、それで受ければ、毎週のように試験をやっているところなんかは、次受けてくださいと。受験料はもちろん掛かりませんというような運用をされている団体もあろうかと思えますけれども、ここでちょっと書いておりますのは、それが11月、12月で一番最後のやつだったときに、この試験はもう今年は終わっちゃいましたと。成績提供が間に合いませんといったときに、各社どういう御対応をお考えになるのかということで、今のアイデアをお聞かせいただければという趣旨で書いてございます。

【山口座長】 これまた後日回答いただくんですかね。各業者の方々、回答を頂くんですか、今？

【山田大学入試室長】 今もちろん御披露いただけるアイデアがあればいいんですけど、さっきおっしゃったように、発覚時期とかにもよって違う部分があろうかとは思いますが、大変悩ましい部分なんだろうというふうには思っています。

【込山委員】 促されているような気がしますので。一業者ではありますけれど、GTECの例でお伝えいたします。今もともと年複数回という形の実施日ですけれども、追試も複数回用意する形に今しております。あと我々の方の業者側に瑕疵があった場合には、当然先ほど室長がおっしゃったように、再び受験料を取るという形ではなく、一回最初に受験料を申し込んでいただいたところが、当初予定されていた日ではなくて、その次の回、追試の回にスライドして受けていただくようなことになりますので、受験料の二重取りのようなことは今考えてはない状態になります。

【笹委員】 先ほど羽田委員がおっしゃったように、学校の年間行事が決まっておりますので、今そこに入れ込むことすら難しい現状であるのに、失敗だった、追試だというのは、入りようがないと思うんです。そういう意味で、試験料だけではなく、いろいろな意味で、これ、難しいですよということを申し上げています。そういうことも考慮していただきたいと思えます。

【山口座長】 はい、どうぞ。

【川上委員】 今に関連してです。多分これ、私学と国公立で試験日がそれぞれ違うので事情は異なってくるかと思いますが、当然今回いろいろな情報が大学からも送られてくるのが遅くなるので、我々も試験までかなり短い期間に準備しなきゃいけないというこ

て、教室で嘔吐した場合どうするか。その嘔吐した場合も、リスニングが始まって何分くらいで嘔吐したらばどうするかというようなことも全部対応しているんですね。

そうしたことを学校はかなりシミュレーションして対応して、そしてようやくリスニングテストを実施しています。それが多分会場をお貸しして、業者さんの方でやってくださいというわけにはなかなかいかないと思うので、先ほどおっしゃっていましたように、学校会場をお貸しするという事は非常に難しいんじゃないかなという一つの例としてお話しさせていただきました。

【山田大学入試室長】 状況だけ申し上げますと、確かに最後のニーズ調査の結果を各団体に最終版をお示ししていないんですけれども、都心部の高校あるいは教育委員会では、おっしゃったようにリスクが大きいのでお貸しできないという御回答が多いような傾向にあるかなと思います。一方で、やはり地方の自治体あるいは高校の関係者の方は、そうはいつでも県庁所在地とかまで行って受けるのは大変だから、高校の会場を提供して差し支えないというような御意見も多くございましたので、参考まで。

【山口座長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、笹さんに御意見を頂きましたので、事務局の方で再度整理し、次回以降に引き続いて議論していただきたいと思います。

それでは、最後の議題でございます。大学入試英語成績提供システムの概要について、意見交換を行います。事務局から資料の説明をお願いします。

【竹花大学入試室長補佐】 資料4につきましては、大学入試センターの方から昨年12月28日付けで、高校ですとか大学等に周知されている現在の大学入試英語成績提供システムの準備状況について、既にお知らせがなされております。時間の関係もありますので、この内容について審議という内容ではなくて、既に通知されている内容を御報告差し上げようかなと思ったんですけれど、時間の関係で、細かい説明の方は割愛させていただきます。また、内容について、皆様御一読いただければと思っております。

以上でございます。

【山口座長】 一応この内容につきまして、既に発表されたもので、御存じの部分もあるかと思いますが……。

【奥委員】 すいません。喫緊の課題ということで、ちょっと。

具体的に御検討いただければと思ひまして、ちょっと時間の関係でIDカードの方ではなくて、8ページの上の方から3行目からなんですけれど、各試験実施主体には受検生の負担

が極力増えないよう、大学を受験するために資格・検定試験を受検する者への検定料の抑制や、低所得世帯の受検生等の検定料の減免等の配慮が求められるところですのでということで、前回私が業者によって受検料がまちまちなので、文科省が関わって試験をするということであれば、均一化の方向で考えていただきたいということをお話しさせていただきました。

その辺のところはちょっと今回挙げられていないので、どのようになっているのか。その辺のちょっと見えない部分を、もし具体的な方向で進んでいるのであれば教えていただきたいということと、それからこの前も申し上げたんですけれども、非課税世帯の子供や島に住んでいる子供たちは、より一層の減免の配慮をするというふうに書いていましたけれども、その辺のところは、どういうふうな割合で、どういうふうに考えていらっしゃるのか。それがちょっとこの前質問させていただいたんですが、どういう方向で考えているかというお話がなかったものですから、ここにはちょっと書いていないようですので、その辺のところを今後喫緊の課題であると思いますので、御検討いただければと思います。

私個人の意見なんですけれども、非課税世帯とか島に住んでいるとか、減免、無料にするのか。その辺のところは分かりませんが、大学入試のこのいろいろ業者を入れてというこの入試の方法というのは、大学に入るための一スタートだと思うんですね。一スタートという表現がいいかどうかなんですけれども、全員がそれを受けなければならないということでもないと思うんですね。大学によっては、こういう業者を入れないよという大学もあるわけですから、一概にこれが必ずしもというわけではないと思うんですけれども、そのときに、やはり私は非課税世帯でも島に住んでいても、同じ均一に近い受検料を課するのが私は大学入試のまずスタートラインでないかなと思うんですね。

大学に入学してから、高校で申請して、大学でもいろいろと申請要件が、修学が困難な学生への修学支援という給付制というのが今度できるわけですが、そこに該当する学生が今度はいろいろというわけですから、大学入試のためにはやはりみんな同じ条件で試験を受けて、それでその後、大学に入ってから減免制度を受けるとか給付制度を受けるとか、そういうことも一つの方法ではないかなと私は思ったので、この前質問させていただいたんですが、その辺のところも喫緊の課題として御検討いただければとお願いいたします。

以上です。

【山田大学入試室長】 改めて、事務局の方から先生に別途御説明させていただきたい

と思います。

【奥委員】 ちょっと見えていない部分があるので。すみません。

【山口座長】 ほかにこのシステムの概要につきまして、何かお気づきの点等、御意見ございましたら。

どうぞ、川上先生。

【川上委員】 直接のことではないんですけど、このIDの件なんですけれども、多分この2020年度に向けて、調査書の電子化ですとか、あるいはジャパネポートフォリオとか、多分また違ったいろいろなシステムが入ってくると思うんですけども、これは全部統一されたものになるのか。それとも、それぞれまた別に考えられるのでしょうか。

【山田大学入試室長】 調査書の電子化は、今も各団体に御意見をお伺いしているところですよ。ちょっと時期的にずれるかもしれません。2020年度からというわけには原則としていくというわけにはいかないんじゃないかなというふうに思っております。

ジャパネポートフォリオと調査書というのは、高校から大学に行くものということ。一方で、例えばセンターの受験番号だとか今回の英語のIDだというのは、その受験生個人とセンターとの関係で成り立つものなので、同じもので統一的にできるということにはなりません。例えばセンター試験の受験番号と英語のIDを例えば関連付けさせることはできるかどうかというのは、今後の検討課題ではないですかね。

【浅田戦略官】 すみません。センターの立場で言うと、実はそれ、私は検討させたことがあるんですけども、センター試験の受験番号というのは、実は会場とも関係するんです。個人個人だけじゃなくて。受ける科目の構成とかによって、会場自体を割り振りを変えていますので、その会場とひも付けて受験番号って作っているんで、それよりはるか前に一人一人に配布するIDとセンター試験の受験番号を一緒にするということはこれは検討したんですけど、無理です。

【川上委員】 そうすると、かなり多くの情報を学生は管理しながらということになるということですね。

【山田大学入試室長】 提供については一括して大学に行ってくださいね。首都大学東京さんがセンターに成績頂戴と言って、今センター試験の成績がだーっと並んで御提供していますけれど。にプラスして英語の成績が行くというような形にはなろうかと思えますけれど。受験番号と英語のIDは別のものではあるんですけども、大学に行くときには統一されて行くという形になろうと。

【山口座長】 ほかに何かございますでしょうか。

今回ちょっと時間の関係で少しはしょった感じがありますけれど、まだ次回等でお気付きの点がございましたら、また機会は設けますね。そういう取扱いとさせていただきます。

そろそろ時間もオーバーしておりますので、本日の協議はこのあたりにしたいと思いません。

では、最後に事務局の方から今後の日程について説明をお願いします。

【竹花大学入試室長補佐】 次回、第3回につきましては、3月1日の金曜日に開催させていただきます。

なお、本日の資料の取扱いについては、資料4は公表済みの資料ですが、それ以外の資料につきましては、取扱いに御注意いただければと思います。なお、団体に持ち帰って意見紹介の際に共有して、意見紹介をしていただくなどの取扱いについては差し支えございません。よろしくをお願いします。

それと……。

【山田大学入試室長】 うちが出した資料については、例えば資料1とか資料3とかいうものとか、多分各団体のパンフレット系は、もう外に出ているものは全然問題ないと思いますけれども、今回頂いた回答はそのまま提出することを目的にしているため、限られた形で取扱いに御注意いただくということをお願いしたいと思いません。

【羽田委員】 すいません。

【山口座長】 はい、どうぞ、羽田先生。

【羽田委員】 申し訳ないです。ちょっと文科省にお願いがあるんですけども、教育委員会として、現場から非常にたくさんの質問やら不安の声を聞いているんです。もう年度が替わって2年生になろうとしています。もう待たなしの状況で、我々も何か的確に指示をしたいというふうに思っているんですけども、こんな感じになります的な情報は入ってくるんですけど、いかんせんこれがこうなりましたとか、こうしますみたいところが余りよく分からないのと、もうかなり具体的なところまで現場では心配している状況です。

ですので、是非指導主事が集まる初中局主催のいろいろな協議会、会議があると思いませんけれども、そういったところを出せる範囲、もう全部出してほしいなと思っています。それで、指示に従って学校に周知せよということであれば、急いでそれは周知しますので、でないと学校が動きません。本当にもう教員は何かしなきゃいけないと思っているんです。

けれども動けないという状況なので、情報の発信，共有の方は是非よろしくお願ひしたい
と思ひます。すいません。

【山口座長】 よろしいですか。

それでは，本日の意見交換はこれにて終了いたします。どうも本日はありがとうございました。

— 了 —